

実績評価書

担当課 企業結合課

1. 評価対象施策

迅速かつ実効性のある法運用
企業結合の審査（平成 21 年度）

【具体的内容】

企業結合行為（合併，分割，事業譲受け等及び株式所有）について，提出された報告や届出，事前相談等に基づいて当該企業結合について審査を行い，競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する。また，企業結合審査の透明性を高めるため，主要な企業結合事例の公表等を行う。

（注） 会社法の施行（平成 18 年 5 月）により，独占禁止法上の「営業譲受け」は「事業譲受け」に名称が改正されたため，本評価書においては，それ以前の「営業譲受け」の届出等に関しても「事業譲受け」の用語を用いている。

2. 施策の目標（目標達成時期）

企業結合に対して迅速（第 1 次審査については 30 日以内，第 2 次審査については 90 日以内）かつ的確な審査を行い，一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止することにより，公正かつ自由な競争を維持・促進する。（各年度）

（注） 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」が平成 19 年 3 月に改正され，「書面審査」が「第 1 次審査」に，「詳細審査」が「第 2 次審査」に名称変更されたため，本評価書においては，改正前の事前相談における書面調査，詳細審査についても「第 1 次審査」及び「第 2 次審査」の用語を用いている。

3. 評価の実施時期

平成 22 年 4 月～ 6 月

4. 評価の観点

- (1) 企業結合審査は，複数の企業の結合関係が形成・維持・強化されることによる弊害に対応しているか（必要性）。
- (2) 企業結合審査は，公正かつ自由な競争を維持・促進する上で有効であったか（有効性）。

- (3) 企業結合審査は、効率的に行われたか（効率性）。

5. 政策効果の把握の手法

- (1) 届出・報告等の処理件数
- (2) 事前相談案件の処理に要した日数
- (3) 企業結合案件の処理によって保護された消費者利益
- (4) 公表事例の件数・内容

6. 評価を行う過程において使用した資料等

「平成21年度における主要な企業結合事例について」

作成者：公正取引委員会

作成時期：平成22年6月2日

(注) 上記資料等はすべて公正取引委員会官房総務課において保管している。

7. 施策の実施状況及びその効果

- (1) 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」に基づく企業結合審査
平成16年5月に策定した「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（以下「企業結合ガイドライン」という。）において、企業結合審査の対象となる企業結合の種類の限定、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組及び判断要素の明確化・精緻化等を図り、同指針に基づき、企業結合審査を行っている（平成22年1月に一部改定）。

- (2) 合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書等の提出件数

平成21年度の合併等の届出受理件数は、合併48件（対前年度比30%減）、分割15件（対前年度比29%減）、共同株式移転3件、事業譲受け等79件（対前年度比11%減）であり、また、株式所有報告書等の件数は840件（対前年度比1%増）で、これらを合計した総件数は985件（対前年度比2%減）であった。

- (注) 1 届出・報告は、いずれも一定規模を超える会社について義務付けられている（例えば、国内会社同士の合併については当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社が含まれている場合）。
- 2 独占禁止法改正法（平成21年法律第51号）により、株式所有報告は株式取得届出に改正され、共同株式移転に係る届出が新設された。
 - 3 平成21年度の株式所有報告書等提出件数（840件）には、独占禁止法改正法（平

成21年法律第51号)による改正後の独占禁止法の規定に基づく株式取得届出受理件数(71件)を含む。

表1 合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等の届出受理件数並びに株式所有報告書等の提出件数 (単位:件)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
株式所有報告書提出等件数	825(6.0%)	960(16.4%)	1,052(9.6%)	829(▲21.2%)	840(1.3%)
合併届出件数	88(25.7%)	74(▲15.9%)	76(2.7%)	69(▲9.2%)	48(▲30.4%)
分割届出件数	17(▲26.1%)	19(11.8%)	33(73.7%)	21(▲36.4%)	15(▲28.6%)
共同株式移転届出件数	-	-	-	-	3
事業譲受け等届出件数	141(▲15.1%)	136(▲3.5%)	123(▲9.6%)	89(▲27.6%)	79(▲11.2%)
合計	1,071(3.3%)	1,189(11.0%)	1,284(8.0%)	1,008(▲21.5%)	985(▲2.3%)

(注) ()は対前年度増加率(%)である。

(3) 届出受理後の法定手続に基づく審査

公正取引委員会は、独占禁止法第10条第9項(第15条第3項、第15条の2第4項、第15条の3第3項及び第16条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、株式取得等に関し、必要な措置を命ずるために、独占禁止法第49条第5項の規定による通知を行う場合には、株式取得等の待機期間である30日の期間(必要な報告、情報又は資料の提出(報告等)を求めた場合には、届出受理の日から120日を経過した日とすべての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間)内にこれをしなければならない。

同規定に基づき、平成21年度に報告等の要請を行った事案は1件であり、定められた期間内に報告等の要請を行っている。

また、報告等の要請を行わなかった事案については、独占禁止法上の問題はなかったものとして、いずれも30日の待機期間内に審査を終了している。

(4) 事前相談案件の処理

ア 「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」

公正取引委員会は、平成14年12月、「企業結合計画に関する事前相談に対する対応方針」(以下「事前相談対応方針」という。)を公表している(平成22年1月に一部改定)。事前相談対応方針には、事前相談の申

出が行われた場合、必要があれば20日以内に追加資料リストを提示し、追加資料が提出された日から30日以内に第1次審査を終了すること、第2次審査を行う場合は同審査を行うために必要と判断される具体的な資料の提出を要請し、当該資料が提出された日から90日以内に審査結果を回答すること等のスケジュールが明示されており、これに基づき迅速かつ透明な事前相談への対応に努めている。

イ 事前相談対応方針に基づく事前相談

当事会社からの申出により、法定の届出等を行う前に事前相談が行われており、公正取引委員会では、平成21年度は、24件の事前相談に対応した（第1次審査及び第2次審査合計。審査の途中で事前相談の申出が取り下げられたものを除く。）。

平成21年度中に回答した事前相談案件のうち、第1次審査案件の処理に要した日数（第1次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。）は表2のとおりであり、平均処理日数は21.3日と、前年度並の日数を維持している（当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した案件は、表2には含まれていない。）。

また、第2次審査案件の処理に要した日数（第2次審査開始日から当事会社に回答するまでの期間で休日を含む。）は、表3のとおりである。平成21年度には、第2次審査を行った事案がなかった。

表2 事前相談案件の処理に要した日数（第1次審査）（単位：件）

年度	事案処理日数				合計件数	平均処理日数（日）
	1～20日	21～30日	31～50日	51日～		
平成17年度	17	27	0	0	44	21.7
平成18年度	18	20	0	0	38	19.7
平成19年度	15	24	0	0	39	20.8
平成20年度	10	12	0	0	22	20.6
平成21年度	7	9	0	0	16	21.3

（注）1 当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した事案は含んでいない。

2 事前相談が途中で取り下げられた事案は含んでいない。

表3 事前相談案件の処理に要した日数（第2次審査）（単位：件）

年度	1～50日	51～70日	71～90日	91日～	合計件数	平均処理日数（日）
平成17年度	0	0	1	0	1	90.0
平成18年度	2	0	1	0	3	45.7
平成19年度	0	0	0	0	0	—
平成20年度	0	0	0	0	0	—
平成21年度	0	0	0	0	0	—

（注）1 第2次審査に至るまでの第1次審査の期間は含んでいない。

2 当事会社からの追加資料の提出等の申出により回答期限を延長した事案は含んでいない。

(5) 主要な企業結合事例の公表内容の充実

企業結合審査の透明性を確保し、事業者の予見可能性を高め、それによって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止する観点から、公正取引委員会は、届出等を受理した事案及び事前相談を受けた事案等のうち、企業結合を計画している事業者の参考に資すると思われる事案については、その審査の内容を公表している。

特に、平成14年12月の事前相談対応方針の公表後は、同方針に従い、個別の事例の企業結合審査結果の公表に当たって、その理由を含め、より詳細に記述する（審査において考慮した事項を記載するだけでなく、それらが具体的にどのように競争に影響を及ぼすかまで記載）など、公表内容の充実を図っている。

また、事業者の側において、自らの企業結合計画が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないかについて事前に判断するため、企業結合ガイドラインに基づいて行われる当委員会の審査の具体的な内容を知りたいとのニーズが高まっていることから、「一定の取引分野」や「審査において考慮した事項」に係る記載を充実することにより、企業結合審査における事業者の予見可能性がより一層高まるよう努めている。

主要な企業結合事例の公表文の頁数の推移を見ると、表4のとおりである。平成21年度の公表件数は8件であり、1件当たりの頁数は平均で6.3頁と例年並の水準を維持している。

表 4 公表事例の頁数

(単位：件)

年度 \ 頁数	1～3頁	4～6頁	7～10頁	11頁～	合計件数	平均頁数 (頁)
平成17年度	1	8	3	1	13	6.1(100)
平成18年度	1	4	7	0	12	6.6(108)
平成19年度	1	6	3	1	11	6.4(105)
平成20年度	1	3	2	1	7	9.4(154)
平成21年度	1	5	2	0	8	6.3(103)

(注) 平均頁数、総頁数の()内の数値は、平成17年度を100とした場合の平均頁数の指数である。

なお、公表事例がどの程度利用されているかとの観点から、公正取引委員会のホームページに掲載されている公表事例へのアクセス件数を調査したところ、平成21年度においては6,466件との結果であった。

(6) 平成21年独占禁止法改正に伴う対応

平成21年独占禁止法改正(平成22年1月1日施行)により、株式取得については、従前の事後報告制から事前届出制に変更されるとともに、届出が必要となる株式所有比率が従前の3段階(10%、25%、50%)から2段階(20%、50%)に削減され、届出が必要な企業結合の規模に関しても、届出基準となる金額が引き上げられるなど大幅な制度改革が行われた。

平成21年度においては、このような届出制度の改正に伴い、企業結合を計画している会社が新しい届出制度を把握・理解し、適切に対応していくために改正点の周知・広報を積極的に行っており、講演会の開催(主要なものだけで10回開催し、参加者は延べ1,400人以上)、雑誌への掲載(3誌)等を通じて改正内容の紹介・解説を行ったほか、ホームページ上において届出書の作成に係る記載要領、Q&A等を公表した。これにより、制度改革に伴う混乱等はなく、適正に届出が行われているところである。

8. 評価

(1) 必要性

複数の企業が、株式所有、合併等により一定程度又は完全に一体化して事業活動を行う関係(結合関係)が形成・維持・強化されることにより、

市場構造が非競争的に変化する場合、価格の高止まりなど市場における競争に弊害をもたらすことから、独占禁止法は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止している。企業結合審査は、このような独占禁止法の規定に基づき行われるものであり、公正かつ自由な競争の促進に必要不可欠である。

(2) 有効性

ア 企業結合事案の迅速かつ的確な審査

(7) 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

平成21年度に届出を受理した事案については、報告等の要請を行った事案1件を除き、いずれも30日の待機期間内に審査を終了している。

(4) 事前相談案件の処理

事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理に要した日数を検証すると、第1次審査については、表2に記載のとおり、すべての事前相談に対して、期間内（30日以内）に審査を終え、当事会社に対し回答を行っている。

また、第2次審査については、表3に記載のとおり、平成21年度は、対象となる案件がなかった。

(ウ) 企業結合事案の迅速な審査に関する外部からの指摘

「公正取引委員会による企業結合事案の審査に時間がかかりすぎているのではないか」との指摘があるが、公正取引委員会は、前記(イ)のとおり、事前相談対応方針に明示された処理期間内に審査を終了していることから、企業結合事案の審査に時間がかかる原因としては、当事会社による企業結合審査に必要な追加資料等の提出に要する時間がかかることが挙げられる。企業結合審査に必要な追加資料等は、例えば、多分野において事業を営む大規模な会社同士の企業結合の場合には、主力事業だけでなくそれ以外の分野でも当該会社間で競合する分野が多岐にわたり、審査すべき分野が多くなるため、追加資料等の量が多くならざるを得ない。そのため、当事会社における追加資料等の提出に一定の時間を要するのは避けられない。

ただし、公正取引委員会としては、追加資料が提出されるまでの間においても当事会社等からのヒアリングを行うなど可能な範囲で必要な作業を前倒しするよう努めているほか、追加資料として求めることの多い資料の例を「競争上の判断に及ぼす影響が大きいと考える要素の根拠を示す資料の例」として事前相談対応方針に明示するなど、企業結合の予定スケジュールにも配慮しつつ、事前相談がなるべく早期に終了するよう努めているところである。

(イ) 企業結合事案の的確な審査に関する外部からの指摘

「産業構造審議会産業競争力部会報告書～産業構造ビジョン 2010～」(平成22年6月経済産業省)において、「シェアを測る市場の画定、輸入圧力など競争に対する影響の評価などにグローバルな経済実態が反映されるよう、企業結合審査の考え方・基準の見直し等を実施する」ことが掲げられているが、これについては、平成21年度における主要な企業結合事例において紹介しているとおり、国際競争の実態を踏まえ、世界市場やアジア地域における市場を画定するとともに、国内市場を画定した場合でも輸入圧力や外国企業の参入圧力を考慮して審査しており、グローバル市場にも十分配慮して的確に企業結合審査を行っている。また、このような企業結合の審査の方針については、企業結合審査の考え方を示した企業結合ガイドラインにおいて明らかにしている。

(平成21年度における主要な企業結合事例から抜粋)

○ NECエレクトロニクス(株)と(株)ルネサステクノロジーの合併

SRAM等の半導体について、主要ユーザーが世界中から調達を行っている実態を踏まえ、世界市場を認定して審査し、独占禁止法上の問題はないと判断した。

○ 新日本石油(株)と新日鉱ホールディングス(株)の経営統合

パラキシレンについて、アジア地域のユーザーは比較的容易にパラキシレンを輸入できること、また、アジア地域のパラキシレン製造会社がアジア域内の各国に供給できる仕組み及び能力を有していること等から、パラキシレンについてアジア地域で一つの市場が形成されていると認定して審査を行った結果、水平型企业結合のセーフハーバー基準に該当し、独占禁止法上の問題はないと判断した。

また、ナフサについて、統合後の当事会社のシェアが第2位の会社の約2倍となるものの、ナフサの輸入シェアが約25%あり、輸入圧力が存在すること等を踏まえ、独占禁止法上の問題はないと判断した。

(オ) 企業結合案件の処理によって保護された消費者利益

平成21年度に公正取引委員会において審査を行い、当事会社に対し、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるとして問題点を指摘した事案は4件であり、それぞれ問題解消措置が講じられた取引分野の市場規模の合計は1兆350億円であった。競争制限の問題があるとされた取引分野においては、価格引上げ、過少供給等の消費者に対する不利益が懸念されたところ、当該問題点を解消するため当

事会社の事業を第三者に譲渡するなどの措置が講じられた。当該市場において、仮に問題点を解消する措置が講じられなければ、10%の価格引上げが1年間継続して行われることとなったと仮定すると（注1、注2）、企業結合審査によって少なくとも当該一定の取引分野における市場規模の10%である約1035億円に相当する消費者利益が保護されたと推定できる。

表5 企業結合審査によって保護された消費者利益

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
保護された消費者利益	約50億円	約37億円	約1035億円
測定対象とした事案件数	5	1	4

（注）1 欧州委員会においても同様に、10%分の価格引き上げが行われると仮定して企業結合審査によって将来保護される顧客の利益（future customer savings）を推定している。

なお、企業結合ガイドラインにおいても、価格引上げの目安について「通常、引上げの幅については5%から10%程度であり、期間については1年程度のもを指す」とされている。

2 平成21年度において測定対象とした事案は、「(株)三菱ケミカルホールディングスによる三菱レイヨン(株)の株式取得」、「新日本石油(株)と新日鉱ホールディングス(株)の経営統合」、「三井金属鉱業(株)と住友金属鉱山(株)による伸銅品事業の統合」、「パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得」の4件である。

(カ) 専門的知識を有する職員の活用

公正取引委員会では、法律・経済に関する専門的知識・経験を有する職員を企業結合審査部門に配置し、より精緻な企業結合審査の実施に取り組んでおり、従前から、より客観的かつ理論的な分析を行うため、エコノミスト（注）2名を企業結合審査部門に配置している。当該エコノミストは、個々の事案において経済分析を担当したり、経済学的観点からの意見を述べるなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

また、より理論的かつ説得的な独占禁止法上の評価を行うため、法曹資格者1名も企業結合審査部門に配置している。当該法曹資格者は、法律的観点からの意見を述べるなど、その知見を活用して企業結合審査の質の向上に寄与している。

公正取引委員会では、こうした専門的知識・経験を有する職員を大型・重要案件に重点的に配置するなど、より一層効率的かつ効果的な企業結合審査体制の構築を行っている。

（注） 経済学に関する専門的知識・経験を有する者をいう。

(キ) 海外の競争当局との連携

国際的な企業結合事案について、国内外の市場に影響を与えるような場合には、世界各国の競争当局が同時に審査を行うこととなる
ところ、公正取引委員会では、こうした事案について海外の競争当局と連携を取りつつ企業結合審査を実施している。

最近では、平成21年度に「パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得」の事案について、公正取引委員会では、円滑かつ的確に企業結合審査を進めるために、欧州委員会を始めとする二国間協定の枠組みのある海外の競争当局との間で密接な情報交換を行ったところであり、同事案以外にも複数の個別具体的審査事案について欧州委員会等との間で必要な情報交換等を行っている。

また、こうした海外の競争当局との連携が必要な事案については経済分析等の専門的知識・経験を活用する必要のある大型・重要案件が多く、前記(カ)の専門的知識・経験を有する職員を含め重点的に人員を配置することにより、より一層効率的かつ効果的な企業結合審査の実施に努めている。

(ク) まとめ

このように、公正取引委員会は、平成21年度の企業結合審査において、定められた期間内に届出等に基づく審査や事前相談の処理を行うなど迅速な審査を行うとともに、限られた費用の中でこれを大きく上回る消費者利益の保護を実現するなど効果的な審査を行っている。

経済のグローバル化が進展する中で、必要な人材を必要な事案に適切に配置することで企業結合審査の質の向上を図るなど、迅速かつ的確に審査を行っており、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合の防止を有効に行っていると評価することができる。また、迅速で国際的に整合性のとれた審査を求めている事業者からの要請にも沿うものであると評価できる。

ただし、平成21年度に公正取引委員会を始め米国、EU等世界11か国の競争当局が審査を行った「パナソニック(株)による三洋電機(株)の株式取得」の事案のように、今後増加すると見込まれる国際的な企業結合事案などに対して、引き続き、迅速かつ的確な企業結合審査が行えるよう、過去の企業結合事案の事後的検証を行うことにより企業結合審査の精緻化に努めるために、適切な人員を確保していく必要がある。

イ 公表内容の充実

(ア) 企業結合ガイドラインの公表

公正取引委員会は、平成16年5月に企業結合ガイドラインを公表している。企業結合ガイドラインにおいては、企業結合審査の対象となる企業結合の種類の限定、一定の取引分野を画定するに当たっての判断基準の明確化、競争を実質的に制限することとなるか否かについての分析の枠組及び判断要素について明確化・精緻化等を図っており、同指針に基づき、企業結合審査を行っている。また、国際競争の実態等を踏まえ、平成19年3月に企業結合ガイドラインを改定しており、実態を踏まえた見直しも適宜行っているところである。

(イ) 事前相談対応方針の公表

公正取引委員会は、平成14年12月に事前相談対応方針を公表している。事前相談対応方針には、事前相談の申出が行われた場合、必要があれば20日以内に追加資料リストを提示し、追加資料が提出された日から30日以内に第1次審査を終了すること、第2次審査を行う場合は同審査を行うために必要と判断される具体的な資料の提出を要請し、当該資料が提出された日から90日以内に審査結果を回答すること等のスケジュールが明示されている。

(ロ) 企業結合事例集の公表

公正取引委員会は、平成5年度以降、毎年度主要な企業結合事例を公表している。公表事例においては、特定の業種に偏ることなく様々な業種の事例を公表し、また、問題解消措置を講じることとした事案や国境を越えた市場画定を行った事案など多様な類型の事案を公表するとともに、審査において考慮した事項が具体的にどのように競争に影響を及ぼすかについての記載や一定の取引分野に係る記載の充実などを行っているところであり、公正取引委員会のホームページへのアクセス件数が示すように公表事例は実際に広く利用されている。

このように、企業結合審査における一定の取引分野の画定方法、当該企業結合計画に対する独占禁止法上の考え方等、有効な情報を積極的に提供している。

(ハ) 企業結合審査の透明性・予見可能性に関する外部からの指摘

「産業構造審議会産業競争力部会報告書～産業構造ビジョン2010～」(平成22年6月経済産業省)において、「審査の透明性や予見可能性を確保する観点から、現行の企業結合審査の手続きを見直す」ことが掲げられているが、これについては、前記(ア)から(ロ)までに記載のとおり、企業結合審査における公正取引委員会の考え方を示した企業結合ガイドラインや、事前相談対応方針を作成・公表しているほか、毎年度主要企業結合事例集を公表している。

(オ) まとめ

このように、公正取引委員会の行っている企業結合ガイドライン等の公表は、企業結合審査における事業者の予見可能性を高め、もって、一定の透明性の確保に資するものであると評価できる。

(3) 効率性

ア 届出書受理後の法定手続に基づく審査状況

前記7(3)に記載のとおり、届出書の提出による法定手続に基づく企業結合審査については、すべて定められた期間内に迅速に処理されているものと評価することができ、効率性の観点からも評価できるものである。

イ 事前相談手続における第1次審査及び第2次審査の処理日数

第1次審査案件の処理については、前記7(4)イに記載のとおり、平成21年度において、すべて期間内に終了しており、効率性の観点からも評価できるものである。

ウ 企業結合案件の処理によって保護された消費者利益

平成21年度の企業結合審査に要した費用(注)は約3.2億円であるところ、前記(2)ア(オ)のとおり約1035億円の消費者利益の保護を達成している点からも、企業結合審査の効率性が評価できる。

(注) 平成21年度における公正取引委員会予算のうち、企業結合審査業務に携わる職員(非常勤職員を含む)の人件費及び企業結合審査業務に係る経費。

(4) 反映の方向性

企業結合審査案件の公表内容の充実は、事業者の予見可能性、企業結合審査の透明性の向上に資することから、今後も継続して行うことが必要である。

また、国際的企業結合事案のうち、海外の競争当局との連携が必要な案件についても、引き続き適切に対応していく必要があるところ、経済分析等の専門知識を有するエコノミスト2名及び法曹資格者1名を企業結合課に配置するとともに、海外の競争当局との連携が必要な事案を含む大型・重要事案に重点的に人員を配置しているところである。公正取引委員会は、今後も引き続き、海外の競争当局との連携が必要な国際的な企業結合事案等に対応できるような企業結合審査部門の体制の整備を図る必要がある。

(5) 総合的評価

公正取引委員会による企業結合審査は、迅速かつ的確な審査を通じて、公正かつ自由な競争を維持・促進するために有効であり、効率的に行われたものと評価できる。

9. 第三者の知見の活用状況

政策評価委員会等における各委員の主な意見は以下のとおりである。

○ 平成 21 年独占禁止法改正について、「負担軽減に努めた」との記載があるが、どのような軽減が図られたか明確に記載すべきである。(意見を踏まえて修正を行った。)	小西委員
○ 企業結合案件の処理によって保護された消費者利益の算定については、問題解消措置が講じられた事案とのことであるが、この問題解消措置の内容について、どのような措置が講じられたか記載すべきである。(意見を踏まえて修正を行った。)	田辺委員
○ 専門的知識を有する職員の活用の有効性は理解できるが、定量的な評価ができるように人数など示すべきではないか。(意見を踏まえて修正を行った。)	柿崎委員